

福井地裁、債務が生じるに至った経緯等も考慮

相続開始時に修繕工事未着工も 請負代金の債務控除を認める

被相続人が生前に締結した賃貸倉庫の修繕工事をめぐり、相続開始時点で未着工であった修繕工事に係る請負代金債務が相続税の債務控除の対象になるか否かが争われた税務訴訟で福井地裁は令和7年11月5日、債務控除の対象となると判断して課税処分を取り消す判決を下した（確定済み）。相続開始時に修繕工事が未着工であることに着目して債務の存在や履行に現実性がないことから債務控除は認められない旨を主張した税務当局に対して福井地裁は、債務の形式のみならず、その債務が生じるに至った経緯等も考慮すべきと指摘。請負契約締結当時に被相続人は修繕義務を負っていたこと及び請負契約が注文者解除される事態が生じることは考えがたく修繕工事が履行されることは相続開始時点で確実であるといえることから、賃貸倉庫の修繕工事に係る請負代金約2,195万円は債務控除の対象になると判断した。

税務当局は相続開始時に未着工であることに着目して債務控除を否認

本件で被相続人の死亡により相続が開始したのは令和元年8月である。この時点で被相続人が所有する本件建物（賃貸倉庫）の修繕工事は未着工で、工事が完了したのは相続開始後の令和元年10月下旬であった（修繕工事が完了するまでの主な経緯は表参照）。

被相続人が生前に請負人と締結した契約は請負契約であるところ、相続開始時点では工事が未完成であったから、同時点を基準とする限り請負人は原則として代金請求をすることはできないことになる。また、請負契約は工事が完成するまで注文者による解除が可能であるところ、相続開始時点で修繕工事は未着工であったことから、請負代金債務を形式的にみると、債務の存在及び履行について確実とはいえないようにもみえる。

税務当局は、この相続開始時点で修繕工事が未着工であることに着目して、相続開始時

点において債務の発生や存在及びその履行の現実性があるとは認められないとして請負代金は債務控除の対象にならないと判断していた。これに対し福井地裁は、債務の形式のみならず、債務が生じるに至った経緯等も考慮すべきとする注目すべき判断を示したうえで債務控除の対象と認める判決を下した。

具体的にみると、福井地裁は、賃貸目的物である本件建物の修繕を目的とした請負契約について請負代金債務が確実と認められるものに該当するか否かを検討するに当たっては、債務自体の性質のみならず、その前提となる本件建物（土間床）の修繕義務の存否やその履行の現実性に係る事情についても考慮すべきであるという判断を示した。

そして建物の修繕状況及び被相続人の修繕義務について福井地裁は、法人である賃借人が飲料等商品の配送センターとして使用する

【表】 本件建物（賃貸倉庫）の修繕工事が完了するまでの主な経緯

日付	主な内容
平成26年10月以降	被相続人が所有する本件建物（賃貸倉庫）を賃借人（法人）が賃貸借契約に基づき配送センター及び事務所として使用する。
平成30年11月27日	賃借人が被相続人に対して本件建物の土間床が梁に囲まれた部分の中央で最大10cm弱沈下していることを伝え、本件建物の修繕に関する相談をする。
平成31年3月12日	被相続人は見積書を取得して、本件建物の土間床の一部を嵩上げる工事を請負人（建設会社）に発注することを決める。
平成31年3月28日	賃借人は飲料等のラックが使用できなくなることから夏場等の修繕工事は厳しいことを伝える。
令和元年5月7日	被相続人は請負人との間で本件建物の土間床の修繕工事について工期を5月20日から7月30日まで、請負代金を約2,155万円とする請負契約を締結する。
令和元年5月14日	賃借人から倉庫内の物流が少なくなる10月に着工してほしいとの意向を示される。被相続人は、請負人との間で工期を10月1日から11月30日、請負代金を約2,195万円に変更する注文請書等を取り交わす。
令和元年8月×日	被相続人死亡により相続開始（相続開始時点で修繕工事は未着工）
令和元年9月末	請負人は本件建物の土間床の修繕工事に着手する。
令和元年10月下旬	本件建物の土間床の修繕工事が終了する。
令和元年11月15日	相続人は請負人に対して修繕工事に係る請負契約に基づく請負代金を支払う。

に当たり安全な使用収益に支障をきたす状態になっていたと認められることなどから、被相続人は請負契約締結当時、土間床に係る修繕義務を負っていたというべきであるとした。また、修繕工事の経緯を踏まえ福井地裁は、①賃借人による工事延期要望がなければ相続開始前（令和元年7月末）までに施工を終えていたと考えられること、②賃借人からの複数回の修繕要望を被相続人は履行してきたこと、③被相続人は生前に相続人にも相談のうえ修繕工事の施工を決めていること、④現に相続後も変更後の工期で修繕工事が施工

されていることを踏まえれば、相続開始時点において被相続人や相続人によって請負契約が注文者解除される事態が生じることは考えがたく、修繕工事が履行されることは確実にあるといえるとした。以上を踏まえ福井地裁は、修繕工事が履行されることは相続開始時点で確実にあったと認められ、これが具体化した請負代金債務もまたその履行が確実にあったと認められると判断したうえで、債務の存在及びその履行がいずれも確実にあると認められるから請負代金債務は債務控除の対象になると結論付けた。

相続税法13条1項1号

相続により取得した財産について、課税価格に算入すべき価額は、当該財産の価額から被相続人の債務で相続開始の際、現に存するもののうち、当該相続により財産を取得した者の負担に属する部分の金額を控除した金額による。

相続税法14条1項

同法13条の規定によりその金額を控除すべき債務は、確実に認められるものに限る。